第一　保育に従事する者の数及び資格

一　保育に従事する者の数は、施設の主たる開所時間である十一時間（開所時間が十一時間以内である場合にあっては、当該開所時間）について、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上であること。ただし、施設一につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人（保育されている乳幼児の数が一人である時間帯にあっては、一人）以上であること。

二　保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数の者が、保育士又は看護師の資格を有する者（少人数の乳幼児を保育する施設等にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は都道府県等が実施する研修の受講者等で、都道府県知事が当該施設の保育の実態を勘案して保育士に準じた専門性や経験を有していると認めた場合のこれらの者を含む。）であること。

三　保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。

第二　保育室等の構造、設備及び面積

一　乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室（給食を施設外で調理している場合、乳幼児が家庭から弁当を持参している場合等にあっては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所があること。

二　保育室の面積は、乳幼児一人当たりおおむね一・六五平方メートル以上であること。

三　おおむね一歳未満の乳幼児の保育を行う場所は、その他の幼児の保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保されていること。

四　保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。

五　便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、乳幼児が安全に使用できるものであること。

六　便器の数は、幼児おおむね二十人につき一以上であること。

第三　非常災害に対する措置

一　消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

二　非常災害に対する具体的計画が立てられているとともに、非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。

第四　保育室を二階以上に設ける場合の設備等

一　保育室を二階に設ける建物は、保育室その他の乳幼児が出入りし又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次のイ及びロのいずれも満たさないものである場合にあっては、第三に掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

イ　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ　次の表の上欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。

(い)	(ろ)
1　屋内階段 2　屋外階段	1　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段

二　保育室を三階以上に設ける建物は、次のイからトまでに該当するものであること。

イ　建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

ロ　次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるように設けられていること。

三階		
(い)	1　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2　屋外階段	
(ろ)	1　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2　建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段	

四階以上	
(い)	1　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2　建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段
(ろ)	建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段

ハ　調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

(1)　調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2)　調理室に調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ニ　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること。

ホ　保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ト　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

第五　保育の内容等

一　保育の内容

イ　乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。

ロ　乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。

ハ　乳幼児の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。

ニ　乳幼児に対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、乳幼児への関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。

ホ　必要な遊具、保育用品等が備えられていること。